

新興感染症対応力強化事業 (施設整備事業・設備整備事業)

協定締結医療機関の皆さまへ

補助事業の活用意向をお聞かせください

はじめて申請を検討する方も歓迎！

今後の新興感染症の発生に備え、医療提供体制の強化を支援するため、
富山県では令和9年度予算編成等の参考とする目的で、事業活用のご意向を確認しています。

令和9年度の事業要綱は現在作成中です。
本チラシの内容は、令和8年度要綱を参考として作成したものであり、
制度内容や補助基準額等は変更となる場合があります。

このような整備を検討していませんか？

施設整備事業



個室整備

- ・感染症患者受入れのための個室整備
- ・専用トイレ・バスの整備
- ・空調設備の整備



病棟等の感染対策強化

- ・病棟入口の扉設置
- ・ゾーニング改修
- ・可動式パーテーションの設置



PPE保管施設の整備

- ・物置の設置工事
- ・医療機関内スペースの改修工事
(PPE専用の保管庫や保管スペースを確保)

※施設整備事業では、病床の感染対策整備、病棟等の感染対策整備、
個人防護具保管施設の整備が対象となります。

設備整備事業

検査体制の強化



- ・PCR検査装置
- ・等温遺伝子増幅装置

感染患者受入体制整備



- ・簡易陰圧装置
- ・簡易ベッド

発熱外来強化



- ・HEPAフィルター付き
空気清浄機
(陰圧対応可能なもの)

※設備整備事業では、病床確保や発熱外来に必要な設備整備が
対象となります。



対象となる医療機関(参考)

医療措置協定を締結している医療機関

- ✓ 病院
- ✓ 診療所
- ✓ 薬局
- ✓ 訪問看護事業所

※対象区分により要件が異なります。

ご注意ください

- 本調査は、令和9年度予算編成等の参考とするために実施するものです。
- 国予算の状況、制度改正、国庫抽調結果等により、事業が実施されない場合があります。
- ご提出いただいた要望内容についても、国予算等の状況により
他のものではありません。
- 最終的な補助要件・補助率・基準額は令和9年度要綱で決定されます。

意向調査の流れ

1 自院の対象要件確認

協定内容や対象区分、
要検討を確認します。



2 整備内容の検討

必要な整備内容を
検討・計画します。



3 調査票の回答

調査票を記入の上、
県へ提出します。



【重要】

- ・令和9年度の事業要綱は現在作成中です。
- ・本チラシの内容は、令和8年度要綱を参考として作成したものであり、
制度内容や補助基準額等は変更となる場合があります。
- ・上記の流れは予定であり、変更となる場合があります。

補助対象のイメージ(令和8年度要綱を参考)

■ 施設整備事業

整備内容(例)	補助率	対象経費(例)
病室の感染対策整備 (個室整備等)	2/3以内	個室整備工事、専用トイレ・バス、空調設備 の整備等の工事費
病棟等の感染対策整備 (ゾーニング改修等)	10/10以内	可動式パーテーション、病棟入口の扉設置、 ゾーニング改修等の工事費
個人防護具保管施設の整備 (物置設置・改修等)	10/10以内	物置の設置工事、医療機関内スペースの改修工事費 (PPE保管庫・保管スペースの確保)

■ 設備整備事業

整備内容(例)	補助率	対象経費(例)
簡易陰圧装置	10/10以内	簡易陰圧装置の購入費
検査機器(PCR検査装置・ 等温遺伝子増幅装置)	10/10以内	検査機器の購入費
簡易ベッド	10/10以内	簡易ベッドの購入費
HEPAフィルター付き 空気清浄機(陰圧対応可能なもの)	10/10以内	HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費

※基準額の上限や対象経費の詳細は、令和9年度要綱で決定されます。

お問い合わせ
先

富山県厚生部健康対策室
感染症・疾病対策課

TEL : 076-444-8920

MAIL : ml-toyama-iryuu-group0415@pref.toyama.lg.jp

